

平成28年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点

＜総枠＞ **新規融資枠
900億円を維持**

I. 県内投資活動の加速

◆設備投資を行う企業への県最優遇金利適用、創業サポート枠の新設など、
H27新政策「わかやま投資大作戦」を実施 ⇒ H28はさらに支援策を充実

人材投資に取り組む企業を応援する資金を充実

- ① 安定した雇用を創出するため、人材投資に取り組む企業を応援する
「**成長サポート資金(雇用拡大枠)**」を大幅拡大し、新たに「**人材投資枠**」を創設
《現状》・常用労働者2名以上新規雇用(小規模企業者は1名以上)
↓
《追加》※いずれかを満たす企業が対象
- ・非正規雇用労働者を2名以上正規雇用に変換 (小規模企業者は1名以上)
 - ・非正規雇用労働者(※)を4名以上新規雇用 (小規模企業者は2名以上)
(※)1年以上の継続雇用が前提
 - ・プロフェッショナル人材お試し雇用補助金(労働政策課施策)または
成長企業支援補助金(企業振興課施策)の交付を受け中核人材を確保

県制度最優遇金利が利用可能に

設備投資の超長期(20年)の融資制度を導入

- ② 建築物の投資を促進するため、「**成長サポート資金**」の融資期間を延長
《現状》融資期間 設備資金10年以内(建物取得等は15年以内)
↓
《延長》融資期間 設備資金10年以内(建物取得等は20年以内)

投資資金の使い勝手向上

産業技術基本計画における戦略的分野拡大に対応

- ③ 「**成長サポート資金(チャレンジ応援枠)**」の先駆的産業技術研究開発支援事業要件の**対象分野を拡大**

ロボット、化学、医療・福祉、バイオ・食品、エネルギー・環境、IT、農林水産、航空・宇宙

県制度最優遇金利が利用可能に

木質バイオマス発電への対応を充実

- ④ 木質バイオマス発電支援対策(産業技術政策課新政策)と連動し、燃料調達資金を支援するため、「**安全・安心推進資金(エネルギー政策推進枠)**」の融資限度額を拡大
《現状》運転資金 5,000万円 → 《拡大》運転資金 8,000万円

利用できる資金が拡大

改正耐震改修促進法への対応を継続

- ⑤ 大規模施設の耐震改修を促進するため、「**安全・安心推進資金(防災対策推進枠)**」の「**改正耐震改修促進法対応枠**」の取扱を延長・対象を拡大
《現状》平成25～27年度限定 → 《延長》平成30年度まで延長
《融資対象追加》企業防災計画・BCP策定経費を追加

県制度最優遇金利が利用可能に

II. 創業・第二創業支援

創業向け融資を充実

- ⑥ 創業向け融資をさらに活発化させるため、「**新規開業資金(創業サポート枠)**」の**対象者を拡大**

《現状》経営革新等支援機関(申込金融機関を除く)の支援を受けた創業者

↓
《追加》県の創業者等認定制度の認定(産業技術政策課新政策に連動)またはクラウドファンディング活用支援(※)の対象となる創業者

県制度最優遇金利・保証料優遇が利用可能に

第二創業向け融資を充実

- ⑦ 「**成長サポート資金(チャレンジ応援枠)**」の対象者に、**県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援(※)の対象となり第二創業に取り組む方を追加**

県制度最優遇金利が利用可能に

※クラウドファンディング活用支援

ノウハウの伝授や実施事業のPR等により、事業者のクラウドファンディングの取り組みを支援

III. 厳しい状況にある事業者の受け皿資金拡充

- ⑧再生計画の作成で別枠保証が利用できる
「**資金繰り安定資金(再生計画枠)**」を大幅に拡充

○設備資金・運転資金の金利を県制度最優遇金利に引き下げ

《現状》			《変更後》		
返済資金	80%保証	年1. 80%以内(※)	返済資金	80%保証	年1. 80%以内(※)
設備資金			設備資金	100%保証	年1. 60%以内(※)
運転資金	100%保証	年1. 60%以内(※)	運転資金	80%保証	年1. 20%以内(県制度最優遇金利)

(※) 返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は0.3%上乘せ

○融資限度額を拡大

《現状》1億円以内 → 《変更後》1億6千万円以内

○「月々の返済負担軽減」の要件を撤廃。条件変更先などの借換に柔軟に対応。
(「経営力強化枠」も同様に要件を撤廃)

別枠保証を最大限活用し事業再生を促進